発行日：2020年06月16日

【新型コロナウイルス拡大緊急経済対策】佐々町飲食店事業者緊急支援給付金制度

募集期間	2020年5月2日から2020年6月30日まで

目的

新型コロナウイルス感染拡大に向けた行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている町内の飲食店事業者に対して支援を行います。給付金額は1店舗につき20万円です。申請期限は6月30日(火)です。

支援内容

給付金額 1 店舗につき 20 万円

対象者の詳細

① 食品衛生法第 52 条の規定により「飲食店」の営業許可を受けていること。
② 年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※イートイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く
③ 町内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）
④ 令和２年５月１日時点で営業許可を受けており、今後も営業を継続する意思 があること。
⑤ 令和元年 12 月末までに納期が到来している町税の滞納がないこと。

対象地域

お問い合わせ

佐々町役場 産業経済課 ＴＥＬ（0956）62-2101（代） 内線：232・233
〒857-0392 北松浦郡佐々町本田原免 168 番地 2

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当　：橋本
住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金